

令和8年度愛知県教員研修業務委託企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 目的

教職員による不祥事が大きな社会問題となっている。ひとたび教職員が不祥事を起こせば、当該校の児童生徒や保護者はもとより、地域や関係団体、さらには愛知県の教育全体に対する信頼を大きく損なうことになる。

愛知県教育委員会が従来内部で実施していた不祥事防止に関する研修を、外部の視点から現状の問題をとらえ実施することにより、職員のコンプライアンス意識を向上させ、不祥事の防止等に努める。

(2) 業務名

令和8年度愛知県教員研修業務

(3) 業務内容

契約書（案）別紙「令和8年度愛知県教員研修業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託金額の上限

金1,022,445円（消費税及び地方消費税（税率10%）の額を含む。）

(5) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月19日（金）まで

2 応募資格

応募の資格者は、教員に対する不祥事防止研修において優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす法人その他の団体とします。

(1) 愛知県の「令和8・9年度入札参加資格者名簿（物品等）」に登録・掲載されている業者のうち、取扱内容が、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち、営業種目（中分類）「16. その他の業務委託等」の、小分類「03. 研修」であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期限に受けていないこと。

(4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。

3 応募方法

(1) 提出書類

ア 提案応募書（様式1）

イ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）

ウ 企画提案書（任意様式、原則A4判）

仕様書を熟読の上、以下の項目について、提案してください。

<記載内容>

○研修内容について

・研修の基本理念やねらい、研修後の受講者の理想の姿

※愛知県教育委員会が発行するリーフレット「信頼される 愛知の教職員であり続けるために」（掲載URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/fusyouzibousi.html>）や、文部科学省が公表する「公立学校教職員の人事行政の状

- 況調査について」(掲載URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1318889.htm) を閲覧するなどし、愛知県教員の不祥事の現状を踏まえること。
- ※愛知県教員育成指標も参照すること(契約書(案)を参照)。
- ・研修のカリキュラム案、進め方等の実施方法
 - ・研修のポイント、工夫した点
 - ・研修に使用するテキストのサンプル
 - ・テキストを複写して受講者が校内研修に使用することの可否及び、校内研修用のテキスト要約資料(A4判1~2枚程度)の作成の可否(仕様書6(8)参照)
- 講師について
- ・予定する講師の経歴、専門分野、資格及び研修実績(令和元年度以降の実績で類似するもの。他教育委員会での実績は必ず記載すること。)
- 事業体制について
- ・事業者としての研修実績(令和元年度以降の実績で類似するもの。他教育委員会での実績は必ず記載すること。)
 - ・天候や交通機関の乱れ又は病気等により、予定している講師が研修当日に来られなくなった場合のリスク対策
- その他
- ・本業務の遂行に資する追加提案がある場合は記載すること。
- エ 見積書(任意様式、A4判縦)
- 委託業務の見積金額合計、各項目の内訳を記載して、提出してください。なお、金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含めた額とし、税額を明記すること。
- オ その他資料(事業者のパンフレット、類似事業の実績報告書の写等)

(2) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

※事業者のパンフレットは正本1部で可。

(3) 提出期限

令和8年6月24日(水) 午後5時

(4) 提出先(問い合わせ先)

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県西庁舎9階)

愛知県教育委員会事務局管理部教職員課

人事企画・教員免許グループ(担当:永田、田中)

電話 052-954-6767(ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6961

電子メール kyosyokuin@pref.aichi.lg.jp

(5) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合の受付時間は、平日(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時までとします。郵送の場合は、書類等配達が可能である方法としてください。)

(6) その他

- ・企画提案は、1応募者につき1点とします。
- ・企画提案に要する経費は、応募者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は返却しません。
- ・提出された書類は、本業務委託先選定の用途以外には利用しない。ただし、情報公開開示請求があった場合は、提案の採用者は開示、それ以外の者は不開示とする。
- ・本業務の契約書は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録(電子契約書)により締結することができます。

4 本書に関する質問

- (1) 企画提案書類作成及び委託業務の内容等に関する質問事項については、令和8年6月9日（火）の午後5時まで（期限厳守）に、質問書（様式3）により教職員課あて電子メールで送付してください。
- (2) 期間内に受け付けた全ての質問内容とその回答を令和8年6月12日（金）正午までに愛知県教育委員会事務局管理部教職員課のWebページ（URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/>）に掲載します。

ただし、質問内容が質問者固有の内容である場合、回答はWebページに掲載しません。

5 選定方法等

(1) 選定手順

別に設置する「愛知県教員研修業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、期限までに提出された企画提案応募書の内容及びプレゼンテーションによる選定委員会により、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。なお、企画提案の応募が5提案を超える場合は、企画提案応募書の内容による書面審査を行い、上位5件をプレゼンテーションの対象とします。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じません。また、異議申し立ても一切認めません。応募が1提案のみの場合は、受託候補者として選定するかについて審査します。

(2) 審査基準

選定委員会においては、本書末尾の選定基準により評価し、総合的な審査を行います。

(3) 通知

審査の結果は、確定後、速やかに全応募者に通知します。

(4) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、愛知県と委託契約を締結します。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとしませんが、双方の合意により内容を変更する場合があります。

なお、受託候補者との協議等が整わない場合は、次点企画提案の応募者と改めて協議を行うこととします。

6 スケジュール（予定）

令和8年5月25日（月）	受託者募集の実施に関する告示
6月9日（火）	質問受付締切（6月12日（金）までに回答）
6月24日（水）	企画提案書提出締切
7月上旬	選定委員会開催通知
7月中旬	選定委員会開催、受託候補者決定
7月下旬	契約締結
令和9年2月19日（金）	事業完了

〈選定基準〉

区分	審査項目	内容
(1) 研修内容	①研修の理念や考え方が本事業の目的と合致し、かつ優れているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県教員育成指標の考え方との整合性が取れているか。 ・仕様書に示す研修到達目標等が達成できるか。 ・更なる付加価値の提案があるか。
	②学校現場における活用を視野に入れた実践的内容となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が教員であることへの認識があり、講義内容、話題、事例が適切か。 ・現状を分析したうえで愛知県教員の不祥事防止に特化した内容となっているか。 ・受講者が受講後に各学校において活用できる内容となっているか。 ・業務活用や自己啓発への動機付けに対する工夫があるか。
	③受講者の満足度を高める工夫はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・一方的な講義でなく主体的に取り組みせる工夫があるか。 ・「気付き」を促す工夫があるか。 ・受講者間の交流や情報交換といった副次的効果が期待できるか。
	④テキストや補足資料は十分かつ効果的か。	<ul style="list-style-type: none"> ・構成は見やすく使いやすいか。 ・後日活用（復習、応用）がしやすいか。 ・内容に新しさはあるか。
	⑤質が高く効果的な研修を提供できる信頼性があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修コンテンツがブラッシュアップされ、質が高く効果的な研修を提供できる信頼性があるか。 ・他教育委員会等での類似する研修科目の実績はあるか。 ・カリキュラムや進行で想定される課題やリスクへの具体的な対処・準備があるか。 ・教職員課からの部分的な要望への対応力はあるか。
(2) 講師	講師に相応の能力があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・講師は、受講対象者に適切な研修を行うための知識や経験を備えているか。 ・社内採用基準や認定制度による講義水準が担保されているか。
(3) 事業体制	研修の実施体制は整っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所や事務部門の配置などのサポート体制は整っているか。 ・営業所における研修事業の実績があるか。 ・営業担当者が十分な経験やノウハウを備えているか。
(4) 経費	費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容に対して、過不足なく経費の積算がされているか。
(5) 社会的価値の実現に資する取組	①環境に配慮した事業活動	ア ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
		イ 自動車エコ事業所の認定を受けているか。
		ウ あいち生物多様性企業認証を受けているか。
	②障害者等への就業支援	ア 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。 (障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。)
		イ 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。
		ウ 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。
	③男女共同参画社会の形成	ア 女性の活躍促進宣言を提出しているか。
		イ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
		ウ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定を受けているか。
	④仕事と生活の調和	ア 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
		イ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
		ウ くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。
		エ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

	オ 愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施
⑤安全なまちづくりと交通安全の推進	ア 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。
⑥健康づくりの推進	ア 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか